

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会基本法では、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けています。

佐賀市では、1998年(平成10年)に「佐賀市女性行動計画 パートナーシップ21」、2002年(平成14年)には改訂版である「佐賀市男女共同参画計画 パートナーシップ21」を策定しました。さらに、2007年(平成19年)には市町村合併に伴い、新たな「佐賀市男女共同参画計画 パートナーシップ21」(第一次)を策定し、これらの計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してきました。2008年(平成20年)には、市民一人ひとりが、そして次世代を担う子どもたちが、活力にあふれる地域社会を築いていくためには、男女共同参画を進めていくことが重要であるという認識のもと、「佐賀市男女共同参画を推進する条例」を施行しました。また、2011年(平成23年)には、「第二次佐賀市男女共同参画計画 パートナーシップ21」を策定し、5つの基本方向、12の重点項目を掲げ、成果目標を基本方向ごとに設定し、施策の達成状況を明確にするため、事業に数値目標を設けて、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを実施してきました。

こうした取り組みを経て、男女の平等に関する意識の向上について、少しずつその成果を上げ始めていることが見受けられますが、実際には様々な場面で、固定的性別役割分担意識やそれに基づく社会慣行が根強く残っています。また、配偶者・パートナーからの暴力の問題については、身体的な被害はもとより、近年では高度情報化やメディアの多様化から、インターネットを通じた性に基づく精神的な暴力や男女の人権を阻害する行為などが、大きな社会問題となっています。

また、少子・高齢化の進行による人口減少社会の到来、人口構成の大きな変化や経済活動のグローバル化による産業競争の激化などにより、経済社会の構造が変化し、非正規雇用者の増加が進む中、家事や育児を理由に、非正規雇用を選択するなど、職を離れていく女性の割合は依然として高く、これからの経済の発展に対しては、こうした女性の能力を十分に発揮できるような社会環境の整備が重要であることが指摘されています。

こうした社会状況からも、男女共同参画社会の実現は、一層必要性が高まっており、本市においては「第二次佐賀市男女共同参画計画 パートナーシップ21」の計画期間終了を受け、新たな取り組みを進めていくために、「第三次佐賀市男女共同参画計画 パートナーシップ21」を策定することとしました。

2 計画策定の背景

【第二次計画期間（平成23年度～平成27年度）の動き】

（1）世界の動き

●2011年（平成23年）

9月には、米国（サンフランシスコ）で「APEC女性と経済サミット」（WES）が開催されました。ここで採択されたサンフランシスコ宣言は、女性の経済への完全参加を妨げる4つの主要課題を克服すべきことを明らかにしています。

●2012年（平成24年）

2月から3月にかけて開催された第56回国連婦人の地位委員会（CSW）では、東日本大震災を経験した我が国が主導して提案した「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択されました。

また10月、ラオスのビエンチャンにおいて第4回女性に関するASEAN+3に合わせて、第1回女性に関するASEAN閣僚級会合が開催されました。この会合では、閣僚級会合の整備を含む協力体制等について協議が行われ、今後の更なる協力体制の強化について話し合っていくことなどが合意されました。

●2013年（平成25年）

9月にインドネシア共和国バリ島で開催されたアジア太平洋経済協力（APEC）女性と経済フォーラムでは、「経済の推進役としての女性」をテーマに議論が行われました。

●2014年（平成26年）

3月の第58回国連婦人の地位委員会（CSW）において、我が国は「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案を提出し、79か国の共同提案国を得て採択されました。この決議は、第56回委員会に提出した決議をフォローアップするためのものであり、自然災害と女性に関する様々な課題について、我が国の自然災害の経験や教訓を各国と共有し、国際社会の理解を深めることをめざして提出されたものです。

9月には、女子差別撤廃条約の実施状況に関する我が国の第7回及び第8回報告を国連に提出しました。

●2015年（平成27年）

3月に仙台市において開催された第3回国連防災世界会議では、女性のリーダーシップの発揮について議論され、同会議で採択された「仙台防災枠組2015-2030」には、我が国が重視した女性のリーダーシップの重要性が盛り込まれています。

また、「北京宣言」及び「北京行動綱領」の採択から20年に当たる（「北京+20」）ことから、我が国におけるそれらの実施状況に関する報告書等を国連に提出し、同年3月に「北京+20」を主要テーマとして開催された第59回国連婦人の地位委員会（CSW）に代表団が参加しました。

(2) 国の動き

● 2011年（平成23年）

3月に発生した東日本大震災では、高齢者を中心に女性の死者が男性の死者を上回り、人口移動の面からも女性の方が男性よりも震災の影響が強うかがえるなど、女性は、子ども、高齢者、障害者等の災害時要援護者と同様に、負の影響を受けることが認識されました。また、避難生活や、その後の復旧・復興プロセスにおいて、女性には男性とは異なるニーズや配慮が必要であることも改めて浮き彫りとなりました。

こうした状況を受け、2011年（平成23年）6月に成立した東日本大震災復興基本法の基本理念には、「被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと」が明記され、新たな「防災基本計画」（平成23年12月中央防災会議決定）においても、避難場所の運営における、女性の参画及び女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営、応急仮設住宅における、女性を始めとする生活者の意見を反映することなどが盛り込まれています。

● 2012年（平成24年）

6月には、女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議において、「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画が策定されました。同計画はその後、日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）にも反映され、男女共同参画会議や、内閣府の検討会において、ポジティブ・アクション[※]等の課題や、企業における女性の活躍の「見える化」を促進するための取り組みが検討されました。

また12月には、女性活力・子育て支援担当大臣が設けられ、男女が共に仕事と子育てを両立できるような環境整備や、仕事で活躍している女性も家庭に専念している女性も、それぞれのライフステージに応じて輝けるような取り組みが、内閣を挙げて進められています。

● 2013年（平成25年）

4月、内閣総理大臣から経済界に対し、全上場企業において積極的に役員・管理職に女性を登用すること、まずは役員に一人は女性を登用すること、及び子どもが3歳になるまで、育児休業や短時間勤務を取得したい男女が取得しやすいように職場環境を整備することが要請されました。

また、平成25年2月から開催された、若者・女性活躍推進フォーラムでは、5月に「我が国の若者・女性の活躍推進のための提言」を取りまとめました。この提言を踏まえ、平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」においては、「出産・子育て等による離職を減少させるとともに、指導的地位に占める女性の割合の増加を図り、女性の中に眠る高い能力を十分に開花させ、活躍できるようにすることは、成長戦略の中核である。」とし、女性が活躍できる環境整備を推進することとしました。

6月には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が成立しました。この法律により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象となりました。

※ポジティブ・アクション（積極的改善措置）（P117参照）

社会的・構造的な差別によって不平等な待遇を受けている人々に対し、一定の範囲で特別な機会を提供することにより、実質的な機会均等を実現することを目的とした暫定的な積極的差別是正措置のこと。

また同月には「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」が成立しており、電子メールを送信する行為の規制対象への追加や、禁止命令等を行うことができる公安委員会等の拡大、禁止命令等を求める旨の申出や禁止命令等についての通知など、被害者の関与の強化といった措置が講じられることとなりました。

● 2014年（平成26年）

『日本再興戦略』改訂2014（平成26年6月閣議決定）において、女性の活躍推進の取り組みをより一層進めるための施策方針を示すとともに、9月の第2次改造内閣発足時には、新たに女性活躍担当大臣を内閣に置き、10月には女性活躍推進に関する政府の司令塔として、全閣僚を構成員とする「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置されました。同月に同本部で「すべての女性が輝く政策パッケージ」を決定するとともに、女性の活躍推進の取り組みを一過性のものに終わらせず、着実に前進させるための新たな枠組みとして、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」を国会に提出するなど、すべての女性が輝く社会に向けた基盤整備が進められました。

● 2015年（平成27年）

8月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が成立しました。本法は公布日（2015年9月4日）より施行となっていますが、事業主行動計画に関わる部分については、2016年（平成28年）4月1日に施行となります。この法律は、自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性が、その個性と能力を十分に発揮して活躍することを推進するため、その基本原則並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにし、男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的としています。

（3）佐賀県の動き

● 2011年（平成23年）

3月には、「佐賀県男女共同参画基本計画（2011－2015）」が策定されました。本計画では、4つの基本方向の下に8つの重点目標を定め、4つの数値目標を掲げ、2015年（平成27年）度までの5年間に、県民・事業者・各種団体・CSO等の参画や協働により、男女共同参画に関する施策を推進することとされています。

● 2012年（平成24年）

7月に、性暴力の被害にあわれた方の、こころと体の早期回復、社会復帰をめざして、きめ細やかな支援を行う「性暴力被害者支援モデル事業」が開始されました。

● 2013年（平成25年）

8月に「佐賀県職員男女共同参画推進行動計画（2013－2016）」が策定されました。本計画では、職員の育児・介護への参画促進の取り組みや、セクハラ防止に係る取り組みの充実・強化を図るとともに、「男女共同参画の日」の意識づけとして、一斉定時退庁に取り組むこととされています。

- 2014年（平成26年）

1月には、女性の活躍により、企業の発展及び地域活性化を図るとともに、女性が能力や感性を發揮し、いきいきと働き続けられる社会づくりを行うことを目的として「女性の活躍推進佐賀県会議」が設置されました。

また3月には、「佐賀県DV^{※1} 被害者支援基本計画」（第3次計画）が策定されました。この計画には、性暴力被害者のための相談体制の整備、義務教育における暴力予防教育の推進等が新たに加えられています。

9月には内閣府と連携して、もっと女性が活躍できる社会をめざす「輝く女性応援会議 in 佐賀」が開催されました。

10月には「男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査」が実施されています。

（4）佐賀市の取組

- 2011年（平成23年）

「第一次佐賀市男女共同参画計画」の計画期間終了を受け、新たに「第二次佐賀市男女共同参画計画」を策定しました。

- 2012年（平成24年）

「第二次佐賀市男女共同参画計画」で設定した取り組みに対し、佐賀市男女共同参画審議会において、計画の進捗状況に関する評価を行いました。以降毎年、年次ごとの評価を行っています。

- 2013年（平成25年）

DVに関する相談件数が増加している現状を受け、また複合的な問題を抱える被害者の1日も早い救済に向けたきめ細かな対応を推進するため、3月に「佐賀市配偶者^{※2}等からの暴力（DV）の防止及び被害者の支援に関する基本計画」を策定しました。

- 2014年（平成26年）

次年度の「第三次佐賀市男女共同参画計画」の策定に伴い、7月に「男女共同参画に関する市民意識調査」（2,300人）、10月に「男女共同参画に関する中学2年生意識調査」を実施し、子どもから大人に至るまでの市民意識を調査分析しました。この結果を反映させ、かつ社会情勢の変化等による新たな課題やニーズに的確に対応した「第三次佐賀市男女共同参画計画」を2015年（平成27年）度に策定することとしました。

※1 DV（ドメスティック・バイオレンス）（P117参照）

夫婦や恋人などの親しい人間関係にあるパートナーからの暴力。暴力には、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力、経済的暴力、性的暴力などがある。

※2 配偶者

婚姻関係（事実婚を含む）にある者や過去に婚姻関係にあった者を含む。

3 現れてきた課題

「第二次佐賀市男女共同参画計画」では、佐賀市における男女共同参画社会の実現に向け、「人権の尊重と男女共同参画の意識づくり」、「男女がお互いを認め合う社会づくり」、「あらゆる分野への男女共同参画を促す社会づくり」、「男女が共に働きやすい環境づくり」、「男女共同参画社会を進める市役所づくり」の5つの基本方向を定めて施策を推進してきたところであり、各基本方向の実現に向けて設定した事業については、ほぼ計画どおりに実施することができました。

平成26年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」によると、若い年代を中心に、男女共同参画社会の推進についての認識や理解については、平成21年度に比べて進んできました。しかしながら現実には、特に仕事と家庭（家事・子育て・介護等）との両立や、男性との平等な役割分担、継続的な就労と能力の発揮などの部分で、男女が平等になっていない実態が浮かび上がってきました。

また、「第二次佐賀市男女共同参画計画」を通じ、各種審議会・委員会等における女性の登用は進んできましたが、今後はこれまで指導的な地位に占める割合の低かった企業等における女性の登用率を高め、能力を活かして活躍できるような取り組みも必要です。

よって、今回の「第三次佐賀市男女共同参画計画」の策定にあたっては、成果として上がってきた男女共同参画に関する啓発・理解促進に関する取り組みは、社会的性差に関する認識を踏まえた上で引き続き進めていきます。今後は家事・育児・介護等を理由に離職する人を減少させ、女性の継続就労を可能にするような支援や、男性も含めた働き方の見直しにより、男女平等な立場で仕事と家庭を両立させ、ともにその能力を活かしていくことのできる、具体的な環境整備に向けた取り組みを進めていくことが必要となります。